名簿登録証明書」を「が同項の規定により添えた投票人名簿登録証明書等」に、「の南極投票人証」を「が同項の規定により添えた南極投票人証等」に改め、同表第八十二条第十五項の項中「第八十二条第十五項」を「第十五項」に、「投票人名簿登録証明書」を「投票人名簿登録証明書等」に、「南極投票人証」を「南極投票人証等」に改め、同表第八十二条第十六項の項中「第八十二条第十六項」を「第十六項」に改め、同条第四項の表第四十四条の項中「第六十一条第八項各号」を「第六十一条第九項各号」に改め、同表第七十条第四項の項中「南極投票人証」を「第八十五条第一項の規定により添えた南極投票人証等」に、「第八十五条第二項」を「同条第二項」に、「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第八十六条を次のように改める。

（南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書を有する南極調査員の被登録資格等の申立て）

第八十六条　南極調査員は、前条第一項の規定による申出をしようとする場合において、南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書を添えるときは、当該南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の投票人名簿に登録される資格を有する旨（登録基準日以前に当該申出をしようとする場合にあっては、登録基準日において当該南極選挙人証又は選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の住民基本台帳に記録されていることが見込まれる旨）を申し立てなければならない。

第八十八条第一項中「までの規定によって」を「までの規定により」に、「においては」を「には」に、「によって投票に」を「により投票に」に改め、「各号に掲げる場合」の下に「の区分」を加え、同項第一号中「及び」を「又は」に、「によって」を「により」に改め、同項第二号及び第三号中「によって」を「により」に改め、同条第二項中「第八十三条第三項」及び「及び第八十六条第四項」を削り、「含む。）」の下に「、第八十二条の三第九項」を加え、「前項第一号」を「前項（第一号に係る部分に限る。）」に、「によって」を「により」に、「においては、直ちに投票及び」を「には、直ちに投票、」に改め、「不在者投票証明書」の下に「及び同条第六項の規定により送信された確認書を受信した用紙」を加える。

第九十条中「指定在外投票区である指定関係投票区を除く。）」及び「。次条及び第九十三条において同じ」を削り、「においては」を「には」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定在外投票区の投票管理者は、投票所を閉じる時刻までに第百三条第一項の規定により読み替えて適用される第八十八条の規定による投票の送致を受けた場合には、送致に用いられた封筒を開いて、その中に入っている投票を一時そのまま保管しなければならない。

第九十一条第一項中「投票管理者」の下に「（指定関係投票区を定めている場合には、指定関係投票区（指定在外投票区である指定関係投票区を除く。）の投票管理者を除く。以下この条及び第九十三条において同じ。）」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第二項中「によって」を「により」に、「、第八十三条第四項、」を「又は」に改め、「又は第八十六条第五項」を削り、「においては」を「には」に改め、同条第三項中「によって」を「により」に、「又は第八項」を「から第九項まで」に、「第八十三条第三項、」を「第八十二条の三第十四項及び」に改め、「又は第八十六条第四項」を削り、「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条第四項中「によって」を「により」に改める。

第九十二条第一項中「によって」を「により」に改め、「期日前投票所」の下に「（法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、投票所、共通投票所及び期日前投票所）」を加え、同条第二項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「とする」を削り、「第五十五条」の下に「の規定による投票（法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。）」を加え、「第六十条第一項」を「法第六十条第一項」に、「その投票を」を「これらの投票を」に改める。

第三章第三節を同章第四節とする。

第六十条を次のように改める。

（期日前投票における関係規定の適用の特例）

第六十条　法第六十条第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条	氏名	氏名並びにその者が職務を行うべき日
第四十一条	名称	名称並びにその者の投票に立ち会うべき日
	投票所	期日前投票所
第四十二条第一項	各投票区	期日前投票所
	投票区の投票所	期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所
第四十二条第一項各号	投票区の区域	期日前投票所
第四十三条第二項、第四十四条、第四十六条及び第五十一条第一項	投票所	期日前投票所
第五十二条第四項	第五十九条第二項	第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第五十九条第二項
	投票所	期日前投票所
第五十三条	第七十四条	第六十条第六項において準用する法第七十四条
第五十四条	第六十七条第一項	第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十七条第一項
	投票箱を送致すべき投票立会人（投票管理者が同時に開票管理者である場合には、投票管理者の指定した投票立会人）が保管しなければ	投票管理者の指定した投票立会人が封印をしなければ
第五十五条	開票管理者	市町村の選挙管理委員会
	投票所	期日前投票所
	ならない	ならない。ただし、投票管理者が投票箱の保管のため必要があると認めるときは、この限りでない
第五十六条第一項	は、法第六十九条又は第七十条	及び市町村の選挙管理委員会は、法第六十条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十九条
第五十六条第六項及び第七項	国民投票の当日	期日前投票所において、当該期日前投票所を設ける期間の末日に